

大雨警報（浸水害）、洪水警報・注意報の 発表基準の変更について

令和7年5月29日13時から、大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報をより適切な発表基準に変更します。

大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報の発表基準を最新の災害資料等を用いて精査し、別紙のとおり変更します。

この変更により、警報・注意報をより適切なタイミングで発表することが可能になり、市町村による災害対応を的確に支援できるようになります。

問合せ先：帯広測候所 地域防災官 山田
電話 0155-25-2334

大雨警報（浸水害）、洪水警報・注意報の発表基準の変更

1 基準変更日時

令和7年5月29日（木） 13時

2 基準変更範囲

○大雨警報（浸水害）

池田町

○洪水警報・注意報

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、新得町、芽室町、中札内村、更別村
大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町

3 北海道の警報・注意報発表基準一覧表

釧路・根室・十勝地方

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kushiro.html>

※ 発表基準変更日時以降、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

4 補足

今回の基準変更は、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）にも反映します。

（1）浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>

（2）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>



浸水キキクル



洪水キキクル